各位

会社名 アセットマネジメントOne株式会社 (管理会社コード:13694) 代表者名 取 締 役 社 長 菅 野 暁 問合せ先 商品開発グループ長 酒井 隆 (TEL,03-6774-5100)

## 「One ETF 国内金先物」の繰上償還(信託終了)および 重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ

当社は、「One ETF 国内金先物」(証券コード:1683)(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、繰上償還(信託終了)および重大な約款変更(以下「付随する約款変更」といいます。)を実施するため、法令の規定に従って書面決議の手続きを行うことを予定しております。当該書面決議につきましては、2020年5月13日を基準日と設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

なお、当該繰上償還(信託終了)および付随する約款変更にかかる書面決議が可決された場合、2020年7月1日に当局へ届出を行い、2020年7月31日付で約款変更を実施し、2020年8月4日を信託終了日として繰上償還(信託終了)する予定です。

記

#### 1. 対象投資信託

One ETF 国内金先物

### 2. 繰上償還(信託終了) および付随する約款変更に関する日程(予定)

書面決議の対象受益者の確定基準日	2020年5月13日 (水)
書面決議に関する書類発送日	2020年6月15日 (月)
議決権行使書面による議決権行使期限	2020年6月29日 (月)
書面決議日	2020年6月30日 (火)
買取請求開始日 (予定)	2020年7月2日 (木)
買取請求終了日 (予定)	2020年7月21日 (火)
約款変更実施日 (予定)	2020年7月31日 (金)
信託終了日 (予定)	2020年8月4日 (火)
償還金支払い開始日 (予定)	2020年9月11日 (金)

#### 3. 東京証券取引所における売買に関する日程(予定)

「監理銘柄(確認中)」への指定	2020年4月13日 (月)
「整理銘柄」への指定	2020年6月30日(火)
東京証券取引所における最終売買日	2020年7月31日 (金)
上場廃止日	2020年8月1日 (土)

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

## 4. 繰上償還(信託終了)および付随する約款変更の内容および理由

#### <内容>

- ・当ファンドの信託期間を無期限から2020年8月4日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還(信託終了)を実施します。
- ・繰上償還(信託終了)に伴い、償還金支払いに関する規定に所要の変更を行います。

#### <理由>

当ファンドは2010年2月12日に設定し、対象指標である商品先物取引価格(清算値)の値動きに連動する投資成果(基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます。)を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、2019年12月末時点の受益権口数が約1.4万口と信託約款に定める繰上償還(信託終了)の目安となる口数(30万口)を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還(信託終了)を実施することが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

#### 5. 書面決議の判定

上記に関する繰上償還(信託終了)および付随する約款変更にかかる書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者(信託約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。)が保有する2020年5月13日現在の受益権口数が、同日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

#### 6. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還(信託終了)および付随する約款変更にかかる書面決議が可決された場合、書面決議に反対された受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、2020年7月2日から2020年7月21日までの間に、当ファンドの受託会社に対して、2020年5月13日時点で保有する受益権について、当該信託財産をもって買取ることを同社所定の手続きに基づいて請求することができます。なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

#### 7. 取得申込および一部解約申込の停止

当該繰上償還(信託終了)および付随する約款変更にかかる書面決議が可決された場合、 当ファンドの取得申込は2020年7月3日以降、一部解約申込は2020年7月31日以降、受付け ないことといたします。

追加型証券投資信託 One ETF 国内金先物		
新	lit	
信託期間	信託期間	
第5条 この信託の期間は、信託契約締結	第5条 この信託は、期間の定めを設けま	
日から2020年8月4日までとしま	せん。ただし、第41条第1項およ	
<u>す。</u>	び第2項、第42条第1項、第43条	
	第1項および第45条第2項の規	
	定によって信託を終了させるこ	
	<u>とがあります。</u>	
収益分配金、償還金および一部解約金の支	収益分配金、償還金および一部解約金の支	
払い	払い	
第37条 (略)	第37条 (略)	
③ <u>償還は、</u> 信託終了日において、	③ 償還金(信託終了時における信	
氏名もしくは名称および住所が	託財産の純資産総額を受益権口	
受託者に登録されている者を、信	数で除した額をいいます。以下同	

- ③ <u>價遠は、</u>信託終了日において、 氏名もしくは名称および住所が 受託者に登録されている者を、信 託終了日現在の受益者 <u>(以下「信</u> 託終了時受益者」といいます。) とし当該信託終了時受益者に、信 託終了時の信託財産の純資産総 額に相当する金額を支払うこと により行います。なお、当該受益 者は、その口座が開設されている 振替機関等に対して委託者がこ の信託の償還をするのと引き換 えに、当該償還に係る受益権の口 数と同口数の抹消の申請を行う ものとし、社振法の規定にしたが い当該振替機関等の口座におい て当該が行われます。
- ④ 信託終了時受益者に交付する 金銭の額は、信託終了時の基準価 額(信託終了時の信託財産の純資 産総額を受益権総口数で除した 額をいいます。)に、当該信託終 了時受益者に属する受益権の口 数を乗じた額とします。なお、こ の場合における税法上の受益権 1口あたり元本の額は、信託終了 時において信託されている金額 を受益権総口数で除した金額と します。
- ⑤ 前項に規定する償還金は、信託

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、信託終了日現在の受益者とし当該名義登録受益者に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(新設)

④ 前項に規定する償還金は、信託

新

終了後40日以内の委託者の指定 する日に、原則として信託終了日 現在の名義登録受益者に対して、 受託者または第18条第3項に規 定する会員等から支払います。

- ⑥ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。
- ⑦ 一部解約金は、第40条第1項の 受益者の請求を受付けた日から 起算して、原則として、4営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑧ 前項に規定する一部解約金の 支払いは、指定販売会社の営業所 等において行うものとします。

# 収益分配金、償還金および一部解約金の委託者の交付と支払いに関する受託者の免責

第38条(略)

③ 受託者は、一部解約金について 第37条第<u>7項</u>に規定する支払日ま でに、その全額を委託者の指定す る預金口座等に払い込みます。

(略)

### 収益分配金および償還金の時効

第39条 受益者が、収益分配金については 第37条第2項に規定する支払開 始日から5年間その支払いを請 求しないとき、ならびに信託終了 による償還金については第37条 第<u>5項</u>に規定する支払開始日か ら10年間その支払いを請求しな いときは、その権利を失い、受託 者から交付を受けた金銭は、委託 者に帰属します。 終了後40日以内の委託者の指定 する日に、原則として信託終了日 現在の名義登録受益者に対して、 受託者または第18条第3項に規 定する会員等から支払います。

- ⑤ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。
- ⑥ 一部解約金は、第40条第1項の 受益者の請求を受付けた日から 起算して、原則として、4営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑦ 前項に規定する一部解約金の 支払いは、指定販売会社の営業所 等において行うものとします。

# 収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責

第38条(略)

③ 受託者は、一部解約金について 第37条第<u>6項</u>に規定する支払日ま でに、その全額を委託者の指定す る預金口座等に払い込みます。

(略)

#### 収益分配金および償還金の時効

第39条 受益者が、収益分配金については 第37条第2項に規定する支払開 始日から5年間その支払いを請 求しないとき、ならびに信託終了 による償還金については第37条 第<u>4項</u>に規定する支払開始日か ら10年間その支払いを請求しな いときは、その権利を失い、受託 者から交付を受けた金銭は、委託 者に帰属します。